

緑の少年団結成支援事業実施要綱

1. 目的

県内全市町村に、緑の少年団の組織化を図ることを目的とする。

2. 対象団体

当年度、新たに緑の少年団を結成する緑の少年団育成会等（以下「育成会」という。）または、緑の少年団の統合により結成された緑の少年団の育成会等とする。

3. 対象事業・経費

緑の少年団を結成するために必要な以下の装備品購入に対し助成する。

区 分	品 名
必須装備	団 旗
選択装備	①団服、団員帽子、ネッカチーフ ②表示用品（腕章・チーフリング・ワッペン・小旗等） ③行動用品（ザック・救急薬品・メガホン・双眼鏡・トランシーバー・方位磁針等） ④野営用品（テント・炊飯用具・懐中電灯・スコップ等） ⑤育林、測量用品（コンパス・ナタ・カマ・巻尺等） ⑥清掃用品（ほうき・ちりとり・熊手・一輪車等） ⑦学習用具（図鑑・顕微鏡・虫眼鏡等） ⑧その他（緑の少年団の装備品としてふさわしいもの）

4. 助成金額

団員一人あたり 8,000 円に団員数を乗じ、その金額に 50,000 円を加える。ただし、上限を 45 万円とする。

5. 事業申請

育成会は、事業申請書（様式第 1 号）を、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）に提出する。

なお、申請書には、緑の少年団団員名簿及び団の規約又は団則を添付する。

6. 交付決定

緑推は、申請書を審査の上、助成額を決定し、文書により育成会に通知する。

7. 実績報告

育成会は、事業が完了したときは、完了日から 30 日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第 1 号）を緑推に提出する。

なお、実績報告書には、緑の少年団団員名簿、団の規約又は団則、写真（装備品の写真、結団式の様子等）、助成金の振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、名義人が記載のページ）を添付する。

8. 助成金の交付

緑推は、実績報告書を審査の上、助成額を確定し、確定額を育成会の指定口座に支払う。

9. 関係書類等について

事業にかかる関係書類等は2年間保存する。

10. 書類の提出期限等

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 事業申請書 | 育成会から緑推へ（6月末日まで） |
| (2) 交付決定 | 緑推から育成会へ（8月上旬まで） |
| (3) 実績報告書 | 育成会から緑推へ（事業完了後30日以内又は3月末日まで） |

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。